

和歌山信愛短期大学 研究倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）は、学術研究を通して社会の発展に貢献するため、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保すると共に、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「公的研究費等」という。）の不正利用を防止することを目的として研究倫理・コンプライアンス規程を定める。

(研究の原則)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、研究成果の信頼性と公正性を損なうことがあってはならない。

- 2 研究者は、生命の尊厳および個人の人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的規範、国内外の関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程で研究者とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準ずるものとする。

- 2 研究とは、研究計画の立案・実施および研究成果の発表・評価にいたる全過程における行為ならびにそれらに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 研究成果の発表とは、自己の研究にかかわる新たな知見・発見および専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、他の国・地域・組織等の研究活動における文化・慣習・規律の理解に努めなければならない。
- 3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究の協力者・支援者等に対しては、感謝の意をもって接しなければならない。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動にかかわるときは、学生が不利益を被ることがないよう十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・性・地位・思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重しなければならない。
- 6 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法・手段で、研究の目的に適う必要な範囲において資料・情報・データ等を収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、人の行動・環境・心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的・収集方法等について分かりやすく説明し、提供者から明確な同意を得なければならない。

2 研究者は、組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合についても、前項の定めと同様の取扱いをしなければならない。
(個人情報の保護)

第6条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、学内諸規定に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(情報・データ等の利用および管理)

第7条 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらの滅失・漏洩・改ざん等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集または作成した資料・情報・データ等については、それらを適切な期間保存しなければならない。

(研究成果の発表)

第8条 研究者は、自らの研究成果を広く社会に還元するため、また自らの専門領域における研究者相互の評価に参加するため、研究成果を積極的に公表しなければならない。

2 研究成果は、創造的思考と努力によって導かれた新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵してはならない。

4 研究者は、研究成果の発表における不正な行為が大学および研究者に対する社会の信頼を損ねる行為であることを自覚し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 捏造(存在しないデータ・研究結果等を作成すること)

(2) 改ざん(データ・研究結果等を変造または偽造すること)

(3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用する)

5 研究成果における不適切な引用、引用上の不備、誇大な表現もしくは意図的に誤解を招く表現などは、不正な行為とみなされるおそれがあり、研究者はこれらの行為を行ってはならない。

(オーサiership)

第9条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと評価された場合に、適切なオーサiershipが認められる。

(研究費の取扱)

第10条 研究者は、公的研究費等が国、地方公共団体等からの補助金および財団等からの助成金・寄付金等によって賄われていることに留意し、公的研究費の適正な使用に努め、社会からの負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された公的研究費等を当該研究以外に使用してはならない。

- 3 研究者は、公的研究費の使用にあたっては、関係諸法令および学内の諸規則その他を遵守しなければならない。
- 4 研究者は、公的研究費等の使途に関する書類等を適正に管理し、実績報告においては、研究遂行の事実を明瞭に記載しなければならない。
- 5 研究者は、公的研究費等の交付を受けるにあたり、本学に誓約書を提出しなければならない。

(本学の責務)

- 第 11 条 本学は、研究者の研究倫理およびコンプライアンス意識を高めるため、必要な啓発および研修計画を策定し、実施するものとする。
- 2 本学は、本規程の運用を実効あるものにするため、和歌山信愛女子短期大学研究倫理・コンプライアンス推進委員会を設ける。
 - 3 和歌山信愛女子短期大学研究倫理・コンプライアンス推進委員会に関する事項は、別にこれを定める。
 - 4 研究活動における不正行為に関しては、「和歌山信愛女子短期大学における研究活動の不正への対応に関する規程」等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(規程の改正)

第 12 条 この規程の改正は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この改正規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
- この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。